

回(年度)	問 題
第74回 (6年度)	<p><b>【第一問】 - 60点 -</b></p> <p><b>問1 (15点)</b></p> <p>次の(1)及び(2)について、簡潔に説明しなさい。</p> <p>(1) 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務について定めた国税徴収法第39条の規定が設けられた趣旨</p> <p>(2) 相続があった場合の滞納処分の効力</p> <p><b>問2 (25点)</b></p> <p>次の(1)及び(2)の問に答えなさい。</p> <p>(1) 災害により財産に損失を受けた場合に適用され得る納税の猶予については、国税通則法第46条第1項及び第2項第1号にそれぞれ規定が設けられている。これらの規定に基づく納税の猶予の概要について簡潔に説明するとともに、その相違点を答えなさい。</p> <p>なお、納税の猶予の効果については説明する必要はない。</p> <p>(注) 解答に当たっては、国税通則法第46条第1項の納税の猶予を「1項猶予」と、同条第2項第1号の納税の猶予を「2項猶予」と省略して記載して差し支えない。</p> <p>(2) 滞納者Xから絵画及び貴金属（以下「絵画等」という。）を預かっていたXの知人A宅に、Y税務署徴収職員が臨場した。Aは、徴収職員から、「あなたがXから預かっている絵画等について、Xの財産に対する滞納処分として差し押さえたいので、協力をお願いしたい。」と言われたが、「絵画等はXから預かっているものであり、Xの了承なく応じることはできない。」と答え、徴収職員の依頼に応じなかった。</p> <p>この後、徴収職員が絵画等の差押えのために採るべき措置及び絵画等の差押えの効力発生時期を答えなさい。</p> <p><b>問3 (20点)</b></p> <p>次の(1)及び(2)について、納税者等の不動産が換価された場合の各債権に対する配当金額及び残余金の金額を、計算過程と根拠を示して答えなさい。</p> <p>(注) 配当金額の計算に当たっては、利息、遅延損害金、延滞税及び延滞金について一切考慮する必要はない。</p> <p>(1) 不動産の換価代金……2,000万円  直接の滞納処分費……10万円  A銀行の抵当権（令和2年6月3日設定登記）の被担保債権……700万円  B税務署の差押え（令和4年1月15日登記）に係る国税（法定納期限等 令和3年3月15日）……400万円  C銀行の抵当権（令和4年8月30日設定登記）の被担保債権……600万円  D社の不動産保存の先取特権（令和4年12月1日登記）の被担保債権……100万円</p>

E県参加差押え（令和5年5月25日登記）に係る地方税（法定納期限等 令和4年3月31日）……500万円

F市参加差押え（令和5年10月10日登記）に係る地方税（法定納期限等 令和元年12月20日）……300万円

(2) 不動産の換価代金……2,000万円

A銀行の抵当権（令和4年8月31日設定登記）の被担保債権……500万円

B銀行の抵当権（令和5年6月15日設定登記）の被担保債権……400万円

C銀行の抵当権（令和5年9月15日設定登記）の被担保債権……600万円

D銀行の抵当権（令和5年9月30日設定登記）の被担保債権……300万円

E税務署の交付要求（令和5年12月13日）に係るXの国税（法定納期限等 令和5年5月31日）……700万円

（注1） 本件の不動産は、令和5年10月25日にXからYに譲渡されている。

（注2） E税務署の交付要求は適法であるものとする。

**【第二問】** - 40点 -

次の〔設例〕において、A社の滞納国税を徴収するため、国税徴収法上考えられる徴収方途及び徴収可能額について、その根拠を示して答えなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、滞納処分費及び附帯税について考慮する必要はない。

〔設例〕

第74回  
(6年度)

1 飲食業及び食料品製造業を営むA社（代表者Pが100%株主である。）は、飲食業部門の事業を別会社に承継することを目的として、新たに株式会社B社（代表者はPの配偶者であるQ）を設立する会社分割（以下「本件新設分割」という。）を行うこととし、令和4年8月31日、本件新設分割に係る新設分割計画について株主総会の特別決議により承認を得た。

2 本件新設分割の内容は、おおむね次のとおりである。

① B社が分割に際して発行する株式

B社は、本件新設分割に際して普通株式100株を発行し、その全部をA社に交付する。

② 承継する権利義務

A社の飲食業部門の事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

なお、B社に承継する具体的な資産及び債務の内容及び価額は以下のとおりである。

（資産）

店舗土地 2,000万円

店舗建物 1,000万円

店舗備品 500万円

売掛金 200万円

(債務)

買掛金 800万円

借入金 2,500万円

未払給与 200万円

③ 本件新設分割の効力発生日

令和4年10月1日

3 令和5年3月1日、A社は、B社の株式100株をPの長男R及び次男Sに、それぞれ50株ずつ譲渡した。なお、譲渡代金は各200万円（時価相当額は各400万円）である。

4 B社は、A社から引き継いだ飲食業を営んでいたものの、次第に業績が悪化したことにより廃業するに至り、令和6年4月30日、株主総会の特別決議により解散の決議がなされ、代表者であるQが清算人に選任された。

5 令和6年7月1日、Qは、B社の土地建物等の売却代金を原資として未払債務を弁済した後、その残額をR及びSに、各300万円ずつ分配した。

6 令和6年7月、A社はX税務署による税務調査を受け、同年8月23日に、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税について修正申告を行い、1,000万円（内飲食業に係る金額400万円、食料品製造業に係る金額600万円）を納付すべきこととなったが、A社も廃業を予定しており、A社に滞納処分を執行することができる財産はない。

第74回  
(6年度)